

# 児童養護施設における不登校児支援

— 公的事業における期待と実践における課題 —

Support for truant children in children's homes

— Expectations and challenges in public service and practice —

西林 佳人, 田中 淳一, 高橋 眞琴

NISHIBAYASHI Yoshito, TANAKA Junichi and TAKAHASHI Makoto

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第35号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.35, Feb, 2021

## 児童養護施設における不登校児支援 —公的事業における期待と実践における課題—

### Support for truant children in children's homes — Expectations and challenges in public service and practice —

西林 佳人\*, 田中 淳一\*, 高橋 眞琴\*

\*〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地 鳴門教育大学大学院心理臨床コース障害科学領域  
NISHIBAYASHI Yoshito\*, TANAKA Junichi\* and TAKAHASHI Makoto\*

\*Disability Science Unit, Naruto University of Education  
748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

**抄録**：児童養護施設は、公的な事業において不登校児を支援する場のひとつに定められておりその専門性に一定の期待が寄せられている。その一方、児童養護施設での不登校児支援は、時に施設全体を挙げて取り組むべき課題となることや、施設の機能の限界を超え、退所の事由となることがあり、支援が困難な事例であると考えられる。しかしながら、児童養護施設における不登校は、不登校研究においても、施設入所児への支援に関する研究においても議論が深められてこなかった。そこで本研究では、児童養護施設における不登校支援事業を確認したうえで実践報告を分析した。分析の結果、児童養護施設における不登校児支援は施設に本来備わっている機能を活用した支援が効果的に作用することもある一方、人員や時間といった物理的側面での不足が課題として挙げられた。

**キーワード**：児童養護施設 不登校 学校 連携

**Abstract** : Children's homes are designated as places to support truant children in the public service. On the other hand, support for truant children in children's homes is sometimes a challenge for the entire institution, and sometimes it is a reason for expulsion beyond the limits of the institution's functioning, which makes it difficult to support. However, support for truant children in children's homes has not been discussed in research on truancy or research on children living in children's homes. Therefore, this study analyzed practice reports after identifying truancy support services in children's homes. As a result of the analysis, it was found that the support for truant children in the homes was effective in utilizing the original functions of the homes, but the physical aspects such as manpower and time were cited as challenges.

**Keywords** : children's homes truant children school coordination

#### I. 問題と目的

近年、子どもが学校に行かないという現象のとらえなおしが行われる中で、不登校児への支援が注目されている。2019年、文部科学省は「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、不登校児童生徒への基本的な考え方の最初を「(1)支援の視点」としている。もともと不登校という考え方は、学校に行かない子どもを怠学とする一面的な捉え方への批判として、精神医療・心理学分野での研究が盛んにおこなわれたことが始まりだといえる。不登校の原因論として子どもの心理的な負担が注目されると、教育現場における心理的な支援の重要性が唱えられ、現在ではスクールカウンセラー

が不登校をはじめ学校における心理的支援の中心を担っている。現在でも、不登校は子ども個人が学校に行かない・行けないという現象を起こすため、心理学・精神医学による説明が卓越する傾向にある（伊藤，2007）。また、不登校を取り巻く現状に対して社会的検討も行われ、不登校の背景や結果として発生する教育権保障問題や、「社会経済的不利（酒井・林，2012）」の問題の指摘が行われてきた。

上記のような不登校を取り巻く背景の中、不登校児への支援を行ってきた場のひとつとして、児童養護施設が存在があげられる。児童養護施設とは、児童福祉法41条で定められた入所型の児童福祉施設であり、社会的養護を行う施設である。児童養護施設には原則2歳から18歳

の児童が入所しており、条件や理由によって、2歳未満の乳幼児が入所する場合もある。また、児童福祉法における児童の定義は0歳から18歳未満の者だが、早期の退所や自立が困難な場合などには、おおむね22歳までを目安に施設で生活することや、施設に在籍したまま一人暮らしなどをして、医療費の支弁をはじめとする様々な支援を受けながら生活することができる。

児童が施設で生活する理由は多様かつ複合的であるが、虐待などをはじめとする不適切な養育、両親の健康的な理由や経済的理由などといった家庭の問題と、子どもの問題行動による養育困難などが挙げられる。

児童養護施設における不登校児への支援は、施策に基づく公的な事業が定められている反面、時として施設全体を挙げて取り組むべき課題となり、実践現場において支援が困難な事例であると考えられる。児童養護施設におけるSV（スーパーヴィジョン）をまとめた村瀬・高橋（2008）では、「不登校の子ども」「再婚家庭の子ども」「家族との縁が薄い子ども」「精神疾患の親を持つ子ども」「複雑な家庭環境で育つ」「里親と実親について考える」以上6つのテーマを挙げている。また、児童養護施設で長期のフィールドワークを行い、社会的排除と子どもの生活過程の係性を明らかにした谷口（2011, p159-p160）では、「やっぱりもともと学校に行っていない子はここへ来て難しいです（一部略）」と不登校状態で措置された子どもへの支援に困難さを感じている職員の語りがある。

以上のような現状がありながら、施設における不登校児への支援は自治体ごとの取り組みや施設での支援報告が散見される程度であり、被虐待児への支援や障害児への支援といった、その他の社会的養護のもとで暮らす子どもの事例と比較して実践・研究の蓄積はなされていない。また、不登校研究の分野においては、その多くが一般家庭で生活する子どもを議論の前提としており、児童養護施設で生活する子どもを対象とした研究は見られず、十分に議論されているとはいえない。

そこで本研究では、児童養護施設における不登校児支援に関する公的事業を通知する公文書を確認したうえで、支援を報告した先行研究を分析する。資料分析をとおして、児童養護施設における不登校児支援の現状及び課題を明らかにすることを目的とする。

本研究は、児童養護施設の実践に寄与するとともに、不登校研究において不足した領域である児童養護施設の存在に焦点を当てる。本研究を通して、不登校児支援と児童養護施設における支援双方の在り方を検討する一助となることが期待できる。

## II. 先行研究及び用語の検討

### 1. 不登校

#### 1) 不登校の概略

日本の義務教育期間は小学校6年間、中学校3年間の計9年間となっている。また、中学校卒業後の進学率もきわめて高い日本においては、子どもの多くが様々な形で学校に登校する。一方で、自ら登校しないことを選択する子どもや、学校に行きたくても行くことが出来ない状態の子どもが存在する。一般的に「不登校」と呼ばれる状態である。

文部科学省ホームページ内の学校基本調査用語解説によれば、児童・生徒が学校を年間30日以上欠席した状態を長期欠席といい、その理由は「病気」「経済的な理由」「その他」「不登校」の4つとしている。その中で不登校は、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）」とされている。

近年では、不登校は広く知られた問題であるが、普通教育が日本において義務化された当初は、上記で説明した「不登校」という概念は浸透しておらず、もっぱら長期欠席が関心を集める社会問題となっていたといえるだろう。義務教育期間が9年に延長された新生中学校が発足して間もない1950年代当初の文部省は、1951年4月から同年10月末までの期間に50日以上学校を欠席した者を、翌年1952年から1958年までは、年間で50日間欠席した者を調査している。その後、1959年からは学校基本調査にて年間50日以上の欠席者数が長期欠席として報告されるようになり、1991年からは長期欠席の要件が年間50日の欠席から年間30日に引き下げられた。そして、1967年度から1998年度の調査では、「学校嫌い」が長期欠席の分類項目の一つに採用された。この「学校嫌い」の数値が次第に「登校拒否」の人数として報道されるようになり、その「登校拒否」という用語も、「学校に行きたくてもいけない状態にある子ども」の存在に基づく、用語使用への異議申し立てなどを通して、同様の意味合いとして不登校という用語が使用されるようになる。さらに、1989年に発足した文部省の「学校不適応対策調査研究協力者会議」が「不登校は誰にでも起こりうるという考えを打ち出して以来、現在は不登校という用語が定着しつつある（保坂, 2002)」。1998年以降は学校基本調査においても「学校嫌い」という用語に代わって「不登校」という用語がつかわれるようになり、現在の不登校という概念の定着に至っていると言えるだろう。

現在では、不登校は独自にその数や要因を調査されており、文部科学省は「児童生徒の問題行動・不登校等生

徒指導上の諸課題に関する調査結果について」において、不登校の要因を「学校、家庭に係る要因」と「本人に係る要因」に分けている。そして、「学校、家庭に係る要因」の分類を「いじめ」「いじめを除く友人関係に係る問題」「教職員との関係をめぐる問題」「学業の不振」「進路に係る不安」「クラブ活動・部活動等への不適応」「学校の決まり等をめぐる問題」「入学・転編入・進級時の不適応」「家庭に係る状況」「左記に該当なし」。の10に分類している。また、「本人に係る要因」に関しては、「学校の中における人間関係」「あそび・非行」「無気力」「不安」「その他」の5つに分類している。(文科省 2019, p 105)

## 2) 不登校研究の整理

現在、不登校を取り巻く先行研究は非常に多面的な視点でなされている。蓄積された数多くの先行研究を、伊藤(2007)は、①不登校の社会学的原因論、②不登校と学校教育をめぐる政治、③不登校への取り組みに分類している。その中で、社会学的原因論を「私事化と不登校」「社会階層と不登校」「不登校の統計的把握」という3つのテーマに分けている。次に、不登校と学校教育をめぐる政治では、「不登校とその理解と変遷」「不登校の脱病理化と権力」「リプリゼンテーションの政治」「当事者が不登校を語ることの意味」「不登校の意味の多様化、錯綜」という5つのテーマに分けている。最後に、不登校への取り組みでは「心の受容の規範化」「スクールカウンセラーへの過剰な期待」「フリースクールの子もたちのアイデンティティ」「オルタナティブ教育と公共性」「不登校の『その後』」「公教育の目標の再考」という6つのテーマに分けている。

しかしながら、上記のような先行研究は、教育権の保証や、不登校の背景または結果として子どもが抱える社会経済的な不利に焦点を当てたとき、対象が限定的であるとの指摘もある。そうした対象から外れた存在として、例えば、1970年代まで就学免除・猶予の対象となっていた重度障害児や、義務教育の対象外となる外国籍の子どもが挙げられる。また、本研究のフィールドでもある社会的養護の場に目を向けると、1988年まで教護院(現、児童自立支援施設)の入所児は就学免除・猶予の対象となっており、その多くは、施設の職員が学習指導を行っていた。また、虐待などを理由に保護された児童が生活する一時保護所や、児童養護施設で一時保護中の子どもは、現在でも多くの場合、施設内で学習時間が設けられる程度であり、学校への通学をすることはできていない。加えて、児童養護施設入所児をはじめとする、一般家庭とは異なる空間で生活する子どもの不登校に関しては不登校研究の側面からも、社会的養護における支援を検討した研究においても十分に議論が進められているとはいえない。

こうした現状などを踏まえ、不登校に関する議論を批判的に検討した、酒井・林(2012)は、「学校に行くことを社会的に強く期待され、その子の教育権は十分に保障される必要があるにも拘わらず、何らかの理由でそれがかなわない子ども」を「学校に行かない子ども」と定義する考えを提言した。この議論における「学校に行かない子ども」には、文科省が定義した不登校児だけでなく、高校等の中退した者、中卒後に進学していない非進学者が含まれる。加えて、この議論において児童養護施設で生活する子どもに関しても高校進学率や中退率に関してふれられており数量的な方法で把握がなされている。その一方で、施設入所児の不登校に関しては触れられていない。不登校による長期欠席が高校等への進学を困難にすることや、高校生活で長期間欠席をした場合はときとして退学という処分にいたることは広く知られた事実であり、不登校と高校非進学や中退といった事象は、一部において時間的な延長線上にある。そういった事実にかんがみると、施設入所児の不登校に関する議論がなされていないことは課題の一つといえるだろう。

## 2. 児童養護施設

### 1) 児童養護施設の概略

児童養護施設とは、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養護し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行い、「子どもの最善の利益」と「社会全体で子どもを育む」という理念のもと行われる社会的養護実践のひとつである(厚生労働省社会的養護の施設等について、2020.9/27 8:35アクセス)。児童福祉法では、「児童養護施設は、保護者のいない児童(乳児を除く、ただし安定した生活環境の確保の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む、以下この条件において同じ)虐待されているその他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、合わせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」(児童福祉法41条)とされている。

児童の入所者数は、2018年時点で、男子14,185名、女子12,679名、計27,026名である(厚生労働省、2020)。おおむね3万人前を推移していた施設入所児数であるが、近年は若干の減少傾向にある。その背景として、社会的養護が目指す形態がある。児童養護施設をはじめ社会的養護の在り方は「子どもの養育の特性にかんがみれば、社会的養護はできる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した養育環境の下で行われる必要がある(厚生労働省、2011, p3)」との考えのもと、施設の小規模化がすすめられた。また、施設:グループホーム:里親及びファミリーホームの措置人数割合を3:3:3とすることを目標としている(厚

生労働省, 2011, p. 41)。

児童養護施設の在り方が、入所している子どもの特性や人数、対応する福祉のニーズによって変化することは言うまでもない。前身とされる孤児院が1947年の児童福祉法の制定に基づいて養護施設となり、現代にいたるまでの期間で、社会において担う役割は多様化してきた。それと同時に児童養護施設が持つ機能も多機能化し、児童福祉の専門性強化という方向に変化している。孤児院時代に保護していた子どもはその名の通り孤児たちである。1945年～1947年にかけての入所児童は空襲孤児、戦死孤児、引き上げ孤児、遺棄児、一般孤児といった内容であった(全国養護施設協議会, 1996)。1947年に児童福祉法が制定され、養護施設となってからの児童の主な入所理由は、両親の死亡、行方不明、離婚、遺棄児、拘禁や入院、両親の就労、虐待、酷使、放任、怠情、性格異常・精神疾患、その他、となっており、その中で割合が変化してきた。その後、1998年の児童福祉法改正では児童養護施設と名称を変え、別の入所施設であった虚弱児施設が統合された。この頃すでに、非行児童を専門で支援する教護院(1998年より児童自立支援施設)や、1961年に法制化され、不登校や引きこもりといった問題を抱える子どもを支援する情緒障害児短期治療施設(現、児童心理治療施設)と児童の入所施設でも役割が分けられている。名称などが若干変更されるが、現在もこの体系は続いている。

以上のように、児童養護施設での取り組みは、孤児を育てるといった家庭の代替的役割から変化し、親は居るが養育の機能を失った状態の家庭の子どもをはじめ、問題を抱える子どもを、専門性をもって養育するものへと変化した。同時に、厚生労働省をはじめ、行政からの通達に基づく事業の展開等、社会においていくつかの役割を担っている。具体的には、様々なニーズを抱える入所児への専門的かつ全般的な支援、地域における子育て支援、退所者へのアフターケア等の多機能化が進んだ。

施設職員に関しても、その性質は変化している。多くの児童養護施設の始まりとされる孤児院は、民間の篤志家や宗教関係者による戦前、戦後孤児の引き取りと養育であるが、児童福祉法施行以後は実施母体のほとんどが社会福祉法人化し、現在施設に勤務する職員も多くの場合は教員免許取得者、保育士、社会福祉士などの専門職となっている。児童福祉法にて職員の配置基準は明記されているものの、職員募集に関しては各施設に任されており、医療、看護、心理、福祉、教育といった関連分野を専門とする大学の卒業者を無資格でも採用することも多く、幅広い職員が働いている。

こうした職員の中でも、資格や免許、養成課程経験を活かして子どもに直接かかわる職員は直接処遇職員と呼ばれ、子どもと直接関わる中で育ちを支援し、時に指導

する立場となる。そのほか、施設規模によっては間接処遇職員と呼ばれ、看護師、心理士が専門的に従事することや、栄養士、調理職員、事務職員、運転手などがいることもある。ただし、間接処遇、直接処遇職員に関しても線引きは施設によって大きく異なり、間接処遇職員が配置されないことや、直接処遇職員と兼務すること、施設に直接配置されていないが、法人下の他施設と兼務することもある。児童養護施設の歴史のなかで、施設におけるケアの担い手は、篤志家や宗教関係者から福祉や教育の専門職となり、そして現在は、施設独自に研修会を開催し機関誌を発行する等、施設職員としての専門性の必要性も訴えられている。

## 2) 児童養護施設における教育

児童養護施設における教育に関する先行研究は、施設の学習環境などに関して論じたものや、施設において大人から子どもへ伝達される価値・規範について論じた、“施設の教育”と、進学に関することや入所児の学校生活に関する内容等“児童養護施設と学校”に関するものに分けられる。

まず、“施設の教育”では、施設内の学習環境について論じたものとして、牧野ら(2011)が児童養護施設における学習支援ボランティア従事者を対象に調査をおこない、施設における物理的な環境に加え、入所児の学習に対する自信のなさを課題として挙げた。また、施設における規範や価値観の伝達について論じたものとして、山口(2019)は、児童養護施設内におけるしつけや価値観・規範の伝達に職員個人の経験がどのように作用しているのかを明らかにした。

次に、「学校と児童養護施設」に関しては、村松・保坂(2016)では、施設で生活する被虐待児の増加に伴い、被虐待経験のある子どもを中心とした学校における配慮や施設と学校の協働体制について、学校区内に児童養護施設を持つ小学校教員から聞き取りをしている。結果として、発達障害の様相を呈する子どもを対象とした特別支援学級設置の検討、施設と学校の公的な連絡会。日常的な連絡や、やり取りができる体制の確保を挙げている。一方で、施設の方針が学校に伝わりにくいことや、情報共有の問題、施設と学校間での子どもの問題行動等に対する価値観の相違を課題として挙げている。また、進学に関するものについては、高校等への進学と大学等への進学に関する内容がある。近年の施設入所児の高校進学については、坪井(2011)高校進学率の動向をまとめている。また、坪井は施設入所児の中学卒業後の進路に着目し、高い中退率を報告している。次に大学進学について取り扱ったものとしては、長瀬(2011)と西本(2015)が挙げられる。進学先を卒業した8人の退所者からインタビューを行った(長瀬, 2011)は卒業を可能にした

条件として、「人並み以上の頑張り」、「社会資源の駆使」、「社会資源をつなぐ人的ネットワーク」を挙げた。対して、西本（2015）は大学に在学中の施設退所者を対象に、大学を中退したケースも含めて調査した結果、施設退所者は金銭面を重視して進学先を選択するために進学先の選択肢が狭いことや退所者たちへの人的な支援が乏しいことを課題として挙げた。

### III. 児童養護施設における不登校

#### 1. 児童養護施設における不登校支援事業

児童養護施設における不登校児支援に関する事業として「養護施設における不登校児の指導の強化について（各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知（児発第三五七号）」と「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について（厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局長通知 雇児発0521第2号）」が挙げられる。

まず、「養護施設における不登校児の指導の強化について」に関しては、虐待等を理由に入所以前に不登校状態であった者への支援強化について述べたものである。趣旨を「都道府県知事（指定都市の市長を含む。以下同じ）が指定した養護施設に、養護にかける不登校児童を入所措置し、家庭生活における葛藤から保護し、施設職員との信頼関係のもとに、生活訓練、奉仕活動体験等の生活指導を行うことに加え、カウンセリング等の心理療法を行うことにより、児童の福祉の向上を図るものとする。」としている。事業を行うための要件として心理職員の配置および精神科医の嘱託医がいること、子どものプライバシーが確保できる物理的なスペースの確保などを要件に挙げ、それらの条件を満たした施設が申請に基づいて指定施設になる。この通知および事業に関しては、1999年に厚生省より通知された「児童養護施設における被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」に基づいて廃止となっており、施設における心理職員確保とそれに基づく被虐待児処遇に関する意図が強いと考えられる。

次に、「ひきこもり等児童福祉対策モデル事業」は、平成17年に出された通知であり、以降に平成18年、平成22年に改正が行われている。この事業は、ひきこもり状態の子どもや不登校状態の子どもを民間の施設が支援する事業であり、児童養護施設も支援を担う施設の1つである。この事業は、ひきこもり・不登校といった状態を示す子どもを「ひきこもり等」とし、事業の目的を「ひきこもり等児童福祉対策事業は、ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、子どもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに過

程における養護機能の強化を図り、もってこれらの子どもの福祉の向上に資することを目的とする。」としている。内容は、①訪問事業、②保護者交流事業、③不登校児の宿泊事業の3つからなっている。児童養護施設が中心的に役割を担っている③不登校児の宿泊事業に関しては、主旨を「ひきこもり等の子どもを児童相談所等の指導の一環として、夏休み等を利用して、児童相談所及び児童福祉施設に宿泊又は通所させ、集团的に生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施し、子どもの福祉の向上を図るものである。」としている。

これらの任意事業が始まる前後の期間に日本の養護施設でフィールドワークをしていた Goodman (2000=グッドマン・津崎哲夫, 2006) は、事業が開始される背景を、少子化により措置児童が減少し、その存在意義を問われる養護施設と、不登校児に対する学校復帰プログラムの実施場所を謳う民間施設が、拡大家族療法からショック療法的な方法にいたるまであらゆる方法と方針に基づき散立し、行政庁が認識できない状況になるといった背景がある。そして、児童養護施設に不登校児を受け入れ、再登校にむけたプログラムを実施するとし、そのために厚生省から施設に公費が支弁されるといった内容であったと語っている。これらの事業は、厚生省・厚生労働省が中心となって行われたものであるが、年ごとの実績報告など行われていない。報告は実施施設や各自治体の事業報告として行うにとどまっており、実施件数や不登校児の数や対象となった児童のその後、実施した施設数に関して取り扱った資料は官見の限り見られなかった。

#### 2. 児童養護施設で暮らす不登校児

前述した2つの任意事業とは別に、児童養護施設には不登校児が一定数措置されている。また、施設入所児の多くは措置後、学齢期を迎えていれば地域の学校に通学するが、施設で生活を送るなかで不登校となる場合もある。そうした子どもの数量的把握や不登校児の成長過程やその後の追跡調査などを行った資料は見つからず、関連する内容として、おおむね5年に一度、厚生労働省が実施する「児童養護施設入所児等調査」において「児童の通学状況」で欠席しがちという項目があるのみであった。そうした、児童養護施設における不登校の状態像を、児童養護施設における研修会の様子を書籍化した村瀬・高橋（2008, pp.15-16）では、「不登校は病気ではありません。むしろ現象、あえていうならば「育ち」の病と言えるでしょう。不登校の問題について児童養護施設が出来ることそれは専門の養育機関として、施設の二十四時間のなかで、その子どもなりの自信が持てるように援助すること、そして人間として生きる知恵を伝えていくということです。不登校児は、生活経験を自分のものとして十分に蓄積できていないことがしばしばあります。し

たがって、生活体験を豊かにもたせるようにし、人間関係の持ち方を経験させていくことが必要です。近年では家族の問題だけでなく、「不登校」という行動が理由で入所してくるケースが増えています。」と述べている。

以上のように、不登校を理由に入所する子どもに加え、施設での生活中に「欠席しがち」となる子どもが居り、支援が展開される一方で、不登校児は児童養護施設における支援の限界を超えることもある。児童養護施設における長期的なフィールドワークを通して、子どもの生活過程から社会的排除を論じた谷口（2011）では、調査の中で、不登校児の入所をきっかけに、施設内で不登校が集団化した様子をとらえている。また、長期の不登校の結果として高校進学がかなわず、施設を退所となっている事例を捉えている。また、児童養護施設における長期の不登校は、不適応行動として退所理由の1つに数えられている（大久保・山本，2013）。

#### IV. 分析資料

本研究の目的のため、先に挙げた事業や先行研究を踏まえて、児童養護施設における不登校児支援の実践報告を分析する。資料の選定にあたっては、国立情報研究所データベース CiNii 及び、科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE の2検索システムにて「児童養護施設」「不登校」のワードをクロス検索した。検索の結果、CiNii では6件、J-STAGE では102件ヒットした。その中で、児童養護施設における不登校児への支援を中心に扱った実践報告は、曹（2014）、森近（2018）の2つのみであった。その他でヒットしたものは、児童養護施設や施設職員の役割及び、施設入所児の性質を説明するものであり、不登校は施設入所児の問題行動として、その他の問題行動と共に羅列されているのみであった。その他の文献は、先述した文献の書評や、関連語句としてヒットしたのみで関連性が見られないものであった。

曹（2014）では、発達障害の特性を持ち、不登校傾向にある児童一名（A君）への支援について報告している。この事例では、入所児（A君）は措置以前から不登校傾向にあり、措置理由は本人が家庭内で暴力を振ったこととなっている。施設で行われた支援として、学校へ保健室登校や遅刻・早退などの容認の依頼、オリエンテーションテーブル（関係機関や職員との協議）の実施、学校に行っていない時間帯の日課の構築を行っている。加えて、一日のリズムを整えるとして、朝の起床の声掛けや、集団での生活へなれる意味合いと、学習習慣の確保として情緒障害児短期治療施設への通所を行っている。一方で、施設側の課題として、不登校児への対応経験の薄さからくるマンクオリティの不足や入所児が登校することを前提とした職員配置になっていることによる

マンパワー不足を挙げている。マンパワー不足に関しては、対応策として本人に個別に対応する職員と、通常通りに業務を進める職員とを分業化したこと、また、普段子どもの支援に直接かかわることのない事務職員も総出で対応に当たったことを挙げている。

次に、森近（2018）では、不登校状態で児童養護施設に措置された5名（1事例目～5事例目）、の再登校に向けた支援を報告している。5人のうち4事例目（中学2年生女子）及び、5事例目（小学校6年生男子）に関しては不登校となった要因に複雑な家庭背景が見て取れるが、主たる措置理由は不登校であった。すべての事例に共通して不登校を理由に措置されており、措置と同時に転校していることと、措置された翌日から登校していることが挙げられる。また、森近は再登校に向けた留意点として、不登校の理由になる要因を取り除くことに重点を置いている。すべての事例において持ち物の不備をなくすこと、登校に向けて出来る限りの準備をすることを本人に伝え、何か気になることがないか聞き取ること、既往症などを聞き取り、休日など学校が休みの日に必ず通院する旨を約束する事、措置された翌日に登校することを伝えるといったことを挙げている。加えて、1事例目（小学校5年生男児）では、生活習慣病傾向が強いことに対して、施設では食事制限を行い、登校日の昼食のみ食事制限をしないこと。2事例目（小学校3年生女児）では所持品に関して自他の境界がなく他児とトラブルになっていることから新しい学用品を購入することを伝えている。3事例目（4歳児女子）、では、幼児ながらお金に対する執着があることから、登園すれば休みがあるので買い物外出が出来ることを伝える。4事例目（中学校2年生女子）では、親の介護によって不登校状態であった為、介護はしなくてよく、新しい環境で学友が作れることを伝える。5事例目（小学校6年生男子）では、母が本人に対して過干渉気味である事から、新しい環境では、自身で友人関係を築けることを伝えている。以上のように、それぞれの事例によって子どもの特性に合わせて個別の配慮や声掛けを行っている。また、森近はこの事例報告において、施設措置と、措置に伴う転校は、それまでの環境をリセットし、登校するための環境を整えることと合わせれば再登校に有効な支援となると報告している。

#### V. 考察

公的事業の内容を踏まえて実践報告を確認した結果、児童養護施設における不登校児支援においては、施設へかかる期待と、期待に対する実践現場での課題があることが分かる。それら、事業における児童養護施設への期待は「心理的支援」、「生活支援・生活指導」、「個別性・

集団性」,「他機関や学校との連携」,「家庭支援」の項目に分類することが出来る。以下では、それぞれの分類ごとに詳細を分析する。

### 1. 「心理的支援」

心理的支援に関して、曹（2014）の事例を見たとき、療育の必要性があげられ、心理検査の結果を踏まえた支援計画作成、心理職や情緒障害児短期治療施設との連携が行われている。加えて、支援の中で行われた、対象児A君が起こしたトラブルの振り返りや入念な意思の聞き取りも心理的支援の一部といえる。また森近（2018）では、全事例において、不登校の理由と成り得る「本人の不安ごと」を解消しており、「気になることを考えられるだけ取り組んでいると伝え、他に何か気になることがあるか聞き取る」といった実践をしている。また、各事例を個別に見てみると、3事例目（4歳女児）に対しては、「お金に執着しているので、幼稚園へ行ったら休みがあるのでその休日にお菓子を買に行く買い物外出を約束し、登園する。」といった取り組みや、4事例目（中学校2年生女児）に対しては、不登校の原因となっている家事や介護をしなくてもよいことや、新しい環境で学友を作ることができる旨を伝えている。次に、5事例目（小学校6年生男子）に対しては、母から過干渉気味であったことを考慮し、母子間の葛藤や精神的に不安定となる要因を取り除いている。

### 2. 「生活支援・生活指導」

次に、「生活指導・生活支援」を見てみると、まず森近（2018）では、不登校児を登校へ導くためのアプローチ先として、「慢性的にルーチン化したメリハリのない生活」を挙げている。また、曹（2014）では、対象児A君支援における取り組みを「大半の時間を施設で過ごすA君に対して、生活リズムが崩れないよう朝の声掛けに始まり、学習の支援、振り返り、心理ケア、学校との連携」と報告している。こういった規則正しい生活は不登校児のみならず、施設にもともと備わっている機能といえる。

上記のように、児童養護施設だからこそ可能な子どもへの生活支援や生活指導に期待がかかり、不登校児への支援として期待がかかる一方、生活支援を重視するからこそ葛藤も見取れた。曹（2014）にて報告された事例では、支援における課題としてマンパワー不足、特に日中の人員不足を挙げている。児童養護施設では近年、「子どもの養育の特性にかんがみれば、社会的養護はできる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した養育環境の下で行われる必要がある」（厚生労働省、2011）との考えのもと、ハード面、ソフト面での小規模化を目指しており、特定の職員が子どもとよ

り長い時間を過ごすことが理想的とされている。“養育者”としての側面と“労働者”としての側面をもつ児童養護施設職員が学齢期の子どもとの関わりにおいて時間を取るとき、「子どもが学校に行くことを前提とした職員配置」をとることになる。その典型的な例として一部の施設で行われる、断続勤務がある。断続勤務とは、一日のうち子どもが登校する前の早朝、子どもが下校する夕方に出勤する勤務形態である。

### 3. 「個別性・集団性」

児童養護施設における不登校児支援事業の内容を見てみると、「養護施設における不登校児童の指導の強化について」では、プライバシーが確保できる本人の居室等が要件にあり、個別性を重視している。一方で、「ひきこもり等児童福祉対策モデル事業の実施について」においては、集団生活を送ることで社会性や生活体験を不登校児に提供することを旨としており、集団性へ期待が寄せられていることがわかる。施設への期待としては矛盾しているようにも見えるが、「ひきこもり等児童福祉対策モデル事業の実施について」においても、不登校児への支援を行うに当たっては個別性も重視していることが想像に難しくないため、両事業とも個別性への重視は行われていると考えられる。加えて、一定以上の人数が生活する施設においては、居室を個室化することで一人ひとりのプライバシーを確保し、日課を設定することによって集団的な規則正しい生活を提供することも可能である。上記の事実を踏まえて事例を見ると、「個別性」に関していうと、曹（2014）、森近（2018）両報告において、支援の中核をなすのは徹底した個別支援と言えるだろう。

一方で、実践報告においては課題も見取れた。曹（2014）のA君の事例では、本人の個別支援を行う上での人員確保が課題となり、特別な職員体制を組織した。森近（2018）で行われた物質面の不備をなくすためには一定のコストを要し、すべての施設が迅速に対応することは困難であると考えられる。また、曹（2014）の事例では、A君は入所してすぐに同年代の子どもと仲良くなるが、特性としてルールを守ることが難しく、集団生活へのストレスからゲームやパソコンへの執着が強くなり、無断外出が見られるようになる。また、学校生活では服装の乱れ、遅刻、体調不良に加えて、A君の対人関係の苦手さから「態度が悪いと誤解され、同級生とのトラブルに発展し、それがきっかけで不登校となる。」という経緯が見られる。また、森近（2018）では、報告された全事例に関して物質面での不備を無くすことが支援内容として挙げられている。これは、換言すると、「他の子どもより不足している物がある」ということが、学校や施設という子ども集団の中では時として明確化さ



れ、登校意欲の低下を招くということである。上記のように集団性は、本人と集団を取り巻く関係への配慮を要することは言うまでもない。徹底した個別支援を行ったとしても、施設や学校の集団の中で特有の課題が浮き彫りになるということが考えられる。

#### 4. 「他機関や学校との連携」

「他機関や学校との連携」に関しては、曹（2014）のA君の事例を見たとき、A君の保健室登校や遅刻・早退の容認を学校に依頼することや、施設で生活を送る中でトラブルが発生した時、クールダウンとしての一時保護所への措置変更が行われている。また、情緒障害児短期治療施設への通所に始まり、定期で開催されるオリエンテーションテーブルには母親、児相職員、情短職員、中学校、施設職員が集まり、A君への支援に関する協議が行われている。また、森近（2018）に関しては、すべての事例において、所轄の児童相談所との事前協議や、措置当日に学校へあいさつに向かうといった形で関係機関との連携が報告されている。

一方で、課題として見て取れる部分として曹（2014）では、学校との連携において、学校に対して保健室登校や遅刻・早退の容認を依頼しているが、学校側の人員不足を理由に実施されることはなかった。さらに言うと、A君の情緒障害児短期治療施設への通所における人員確保も課題となったことが報告されている。

#### 5. 「家庭支援」

最後に、家庭支援に関しては、まず不登校児への支援として家族全体の状況を考慮し、施設へ入所となっている時点で、全事例において一種の家庭支援が実施されていると考えることが出来る。さらに言うと、森近（2018）の4事例目（中学校二年生女子）では、家庭での家事や病弱な父親の看病が不登校の要因となっている。また、事例5（小学校6年生男児）では、過干渉気味な母と本人の母子関係に一定の葛藤が見られ、施設入所が結果として家庭への介入と本人の保護という形となっている。加えて、曹（2014）のA君の事例に関しては、母子関係の修復のため母親との外出におけるルールの設定や施設への入所理由を本人に丁寧に説明するといった取り組みがなされている。

#### 6. 児童養護施設の不登校児支援における課題

以上の考察から、児童養護施設の不登校児支援に関して、以下のことが考えられる。まず、児童養護施設における不登校児支援事業において、施設に期待される内容の多くは支援現場でもともと備わっている機能であり、結果として子どもの状況を好転させる場合もある。その一方、時として施設の環境と子どもの状態の相互作用が支援に

おける課題を生み出すこととなる。具体的に課題が見て取れたのは、「生活支援・生活指導」「個別性・集団性」「他機関との連携」といった項目である。これらの項目において共通して課題となっているのは、人員や時間、物質といった物理的な要因である。森近（2018）で挙げられた物質面での不備を無くすことや、曹（2014）で挙げられた他機関との連携、個別支援に必要な人員・時間の確保などの物理的要因に関しては、専門性の高い施設や専門職集団においても、容易に解決可能とはいいがたい。

## VI. 今後の課題

本研究では、児童養護施設における不登校児支援の現状と課題を、公的事業と実践報告の分析を通して明らかにした。結果として、公的事業から見て取れる施設への期待に対して、実践においては、容易に解決できない課題があることが見て取れた。それらは「物質面」、「人員」、「時間」といった物理的な要因である。こうした現状は、児童養護施設の実践において、不登校児への支援のみならず、あらゆる葛藤や状態像を呈する子どもの支援を行う上で課題であり、今後の社会的養護の在り方を検討する一要素となるだろう。

本研究の課題として、分析資料の不足が挙げられ、今後のより入念な調査が求められる。その一方で、本調査で明らかになった資料の少なさこそが、児童養護施設における不登校支援事業・実践両面における課題の一つであるともいえるだろう。

## 引用・参考文献

- 保坂亨（2002）「展望 不登校をめぐる歴史・現状・課題」教育心理学年報第41集，pp. 157-169.
- 伊藤茂樹（2007）『リーディングス日本の教育と社会⑧ いじめ・不登校』日本図書センター.
- 厚生労働省（2019）「社会的養護の現状と将来像」平成31年4月厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課.
- 厚生労働省（2011）「社会的養護の課題と将来像」児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ.
- 厚生労働省（2003）「平成15年度児童養護施設入所児等調査結果」
- 厚生労働省（2008）「平成20年度児童養護施設入所児等調査結果」
- 厚生労働省（2013）「平成25年度児童養護施設入所児等調査結果」
- 厚生労働省（2018）「平成30年度児童養護施設入所児等

- 調査結果]
- 厚生労働省社会的養護の施設等について 2020. 9/27  
8:35 アクセス [https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/01.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html)
- 厚生省 (1991) 「養護施設における不登校児童の指導の強化について」(平成3年4月11日)(各都道府県知事, 各指定都市市長あて厚生省児童 家庭局長通知)(児発第三五七号)
- 厚生労働省 (2005) 「平成17年ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局長通知)(雇児発0521第2号)
- 牧野詠理・高岡佳彦・岡本正子 (2011) 「児童養護施設における学習支援活動ー学習支援スタッフへのアンケート調査からー」生活文化研究 Vol. 50
- 松村健司 保坂亨 (2016) 「児童養護施設ー学校連携の現状と課題ー学校から見た視点を中心にー」千葉大学教育学部研究紀要 第64巻 pp. 123-131
- 文部科学省 (2019) 「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)」
- 文部科学省 (2019) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題について」文部科学省初等中等教育局児童生徒課
- 文部省大臣官房調査局統計課 (1959-1998) 『学校基本調査報告書』大蔵省印刷局
- 文部科学省学校基本調査用語解説 2020. 9/25 1:19  
アクセス [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/yougo/1288105.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/yougo/1288105.htm)
- 森近利寿 (2018) 「再登校に向けた観点からー5つの事例を通してー」人間生活文化研究 Int hum Cult stud. No. 28, pp. 578-585
- 村瀬嘉代子・高橋利一 (2008) 『子どもの福祉とこころ 児童養護施設における心理援助』新曜社
- 長瀬正子 (2011) 「高学歴達成を可能にした条件」『児童養護施設と社会的排除 家族依存社会の臨界』解放社出版, pp. 113-132
- 西本佳代 (2015) 「児童養護施設入所経験者の大学生活」『子ども社会研究』日本子ども社会学会 第21号, pp. 203-219
- 大久保牧子・山本垣雄 (2013) 「問題行動により, 児童養護施設で不適応を起こした児童の支援」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第50集 pp. 253-269
- 谷口由希子 (2011) 『児童養護施設の子もたちの生活過程ー子どもたちはなぜ社会的排除から抜け出せないのかー』明石書店
- Roger Goodman (2000) 『Children of the Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan,』(ロジャー・グッドマン, 津崎哲夫訳 (2006) 『日本の児童養護 児童養護学への招待』明石書店
- 酒井朗・林明子 (2012) 「後期近代における高校中退問題の実相と課題: 「学校に行かない子ども」問題としての分析」大妻女子大学家政系研究紀要48巻, pp. 67-78
- 酒井朗・盛岡修一・坪井瞳・木村文香・林明子 (2012) 「『学校に行かないこども』の教育権保障に関する研究」人間生活文化研究. No. 22, pp. 11-12
- 曹徳善 (2014) 「A君の自立途上ものがたり: 児童養護施設の現場から: 不登校の事例と他機関連携」『世界の児童と母性』77号, pp. 37-42
- 坪井瞳 (2011) 「児童養護施設の子どもの高校進学問題ー非進学者の動向に着目してー」『大妻女子大学家政系研究紀要』第47号, pp. 71-77
- 山口季音 (2019) 「児童養護施設における教育に関する一考察: 施設職員へのインタビュー調査を通して」『教育科学セミナー』50巻, pp. 43-52
- 全国養護施設協議会 (1996) 『養護施設の半世紀と新たな飛翔』第50回全国養護施設長研究協議会記念誌

